

第 57 回 周防大島町農業委員会総会

- 1 開催日時 令和 2 年 8 月 14 日 (金) 午後 1 時 30 分から午後 15 時 30 分
- 2 開催場所 久賀公民館 2 階 大会議室
- 3 出席農業委員 (13 人)

1 番 川地 守
2 番 宮城 恵子
3 番 瀬川 一郎
4 番 小柳 貴史
5 番 沖村 和哉
6 番 星出 栄一
7 番 中原 賢
8 番 大谷 正樹
9 番 宮本 平
10 番 田中 豊文
11 番 角井 雅之
13 番 安本 貞敏
14 番 廣岡 隆義 (会長)

- 4 欠席農業委員 (1 人)

12 番 褐田 光夫

- 5 出席要請農地利用最適化推進委員 (3 人)

2 番 秋山 實
13 番 國司 崇生
21 番 中田 兼歲

- 6 欠席農地利用最適化推進委員 (1 人)

2 番 秋山 實

7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案 第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

協議会1 住宅に付属した農地の指定について

報告事項1 農地転用の届出について

報告事項2 農地改良の届出について

報告事項3 農地現況証明願による現況証明について

その他 諸連絡等

8 農業委員会事務局職員

事務局長瀬川 洋介

書記 中村 作

書記 末長 寿規

局長	おはようございます。皆さん集まりましたので、只今より第 57 回周防大島町農業委員会総会を開催いたします。それでは最初に会長よりご挨拶をお願いいたします。
議長	お忙しい所お集まりいただきましてありがとうございます。梅雨が終わつたかと思うと一気に暑くなつて農作業が大変ですが、体が大切なので、体を労わつて頑張ってください。本日の附議事項は、議案 3 件、協議会 1 件、報告事項 4 件、その他諸連絡となります。慎重審議のうえ、決定をいただくようお願いを申し上げます。それでは本日の出席者について報告いたします。在任する委員総数は 14 名、本日の出席委員、13 名、欠席委員 1 名。本日出席要請をした農地利用最適化推進員は 3 名、欠席委員 1 名です。よつて、過半数の出席ですので周防大島町農業委員会會議規則第 8 条の規定により、総会は成立いたしております。次に議事録署名人の指名をいたします。川地委員と宮城委員によろしくお願ひをいたします。では、新体制となつて最初の総会ですので、進行手順について事務局より説明をお願いいたします。
事務局	それではご説明させていただきます。この総会でのご発言は、議事録作成のために録音させていただいております。議事録作成のために誰が発言したのかをわかりやすくするために、発言される場合は発言する前に委員さんの番号とお名前を言ってから発言をお願いします。委員さんの番号は名札プレートに書いてありますので、ご確認ください。次に、お配りしております議案書を見ていただければと思います。1 枚めくつていただくと本日の議事日程が記載されております。次頁に議案の詳細があります。流れとして、まず議案等の説明を事務局がします。その後に担当の農業委員さん農地利用最適化推進委員さんから補足説明をいただきます。その際に 1 番の方なら「1 番〇〇です。」と言ってから説明を行つてください。そして補足説明の後に質疑応答に移つていますが、質問のある委員の方もまずは挙手をしていただいて、議長が〇番〇〇さんとお呼びしますので呼ばれた委員さんは自分の番号と名前「〇番〇〇です」と発言後質問等を行つてください。説明は以上です。
議長	それでは、議事に入りますが、最初の議案については、私の担当議案ですので、議事の進行を川地職務代理と交替します。

(席はそのままで進行)

職務代理	それでは、日程 1、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、No.1 申請人、譲受人、光市（氏名）、譲渡人、奈良市（氏名）申請地、大字東安下庄、字安吉、地番●●●●、地目畠、現況畠、面積 53 m ² 、権利の種類は所有権の移転、契約の内容は売買です。経営面積は現在ございませんが、取得後 53 m ² となります。通常は 3,000 m ² 以上の農地が必要となりますが、住宅に付属する農地の指定を受けた農地となっております。担当委員は廣岡委員と國司委員です。それでは、農地法第 3 条第 2 項各号の事項について説明します。議案説明資料は、1~4 ページをご覧ください。本事案については、町内東安下庄に両親と隨時移住し、住宅に付属する農地に指定を受けた農地を取得して家庭菜園を営みたいと計画している譲受人の要望に、高齢となり帰省することが困難となっていた譲渡人が答えようとするものであります。まず、第 1 号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に、第 2 号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に、第 3 号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に、第 4 号の農作業常時従事要件ですが、譲受人のお母さんが先行して申請地の北側の道を挟んだ宅地に移住され、添付書類として住民票が添付されており、加えて他の世帯員の従事日数を見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第 5 号の下限面積要件ですが、住宅に付属する農地として指定した面積のため、本町の下限面積 30a 未満ですが問題はないと考えます。次に、第 6 号の転貸禁止要件についても該当しません。次に、第 7 号の地域調和要件ですが、周辺は宅地に囲まれているため迷惑をかけないよう耕作を行う計画であり、譲渡人と譲受人両者を知る農家さんが間に入り相談・指導を受けていることから、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。次に、住宅に付属する農地の別段面積取扱基準第 5 条に係る提出書類ですが、1 号の農地に付属する農地指定申請書、2 号の権利取得農地を 3 年間以上継続して耕作する旨の誓約書、3 号の申請地の登記全部事項証明書、4 号の住宅の登記全部事項証明書、5 号の住宅の権利取得が確認できる売買契約書の写しがそれぞれ提出されており、問題ないと考えます。以上の事から農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

職務代理	引き続きまして、地区担当の廣岀委員、並びに國司委員、その後の補足説明などがありましたらお願ひいたします。
14番	廣岡です。この案件は昨年の11月に住宅に付属する農地の別段面積として許認可の審議をいただいたいて議決をいたいたいた案件でございます。譲渡人に電話をしてみたところ、奈良の方なのですが、もう大島に帰って来ることはできないし、仲介してくれた人に任せているから、ということで、申請地の確認にもこの仲介された方と一緒にきました。譲受人は住宅に関するお仕事をされている方で、大島に移住したいという希望者が多いことから社長の承諾をとって大島に移住してこられました。この件に関しては特に異議はないのですが、3ページの地図を見てください。この農地の端の方に突き出たような形になっている場所があつて、コンクリートがはられているのがあまりよくないのではないかと気になっていたのですが、この売買を仲介された方によると、平成5年頃の災害で土砂崩れのようになつたことがあり、下の畑に迷惑をかけないようにコンクリートをはつた、ということでした。ご審議をお願いいたします。
職務代理	國司さん、ございませんか。
推委13番	特にありません。
職務代理	只今の事務局及び担当委員の説明でご質問などはございませんか。
10番	田中です。私は総会がはじめてなので、質問していい範囲がよくわからなくて逸脱したら申し訳ないのですが、2点、移住という問題と仲介の問題ということで、譲受人は○○さんで、お母さんの○○さんが先に移住してこられた。それでご本人は移住してこられるのか、通うつもりなのかということなのですが。それと、農家の方が間に入って仲介されたということなのですが、手続きも仲介された方がしたのですか。
14番	廣岡です。譲受人は大島に定住をするということなので、取得した家に住まれると解釈しております。手続きに関しては確認していません。
事務局	失礼します。譲受人はすぐではないのですが、譲受人のお母さんだけ先に移住して来られて、ゆくゆくは移住してこられるということで、通作の距離は現在のお家からの距離で、少し長くなっています。仲介された方は譲渡人、

	譲受人を両方知っていて、その方に申請書の書き方をご教授いただいて、提出もその方がされました。
職務代理	よろしいでしょうか。
10番	田中です。どうしてそういう事を聞くのかというと、譲受人は建設会社にお勤めのようですが、この後の申請も併せて2軒家を取得されるわけですが、普通は何軒も家を取得される方は少ないのでし、ご家族で住まれるのであれば問題ありませんが、失礼かもしれません、結局従業員の宿舎として使うとかそういうことになるのではないか、というのがあるんです。
14番	この後の協議会は、〇〇さんの弟さんのお家ということのようです。
事務局	先程の会長さんのお話のように、協議会の住宅には弟さんが住まれるということで、確認が取れております。また、付属する農地も梅の木など活かせるものは活かして、周囲に迷惑をかけないように管理していきたいと思っているということです。
職務代理	角井さん。
11番	角井です。誓約書が出ているのですが、これは守っていただくことが前提になっているわけですが、守っていただけない場合はどうなるんでしょうか。半年くらいずっと管理しなくて、また、他の人に譲り渡すような場合、明らかにそういうつもりだったよね、というのは。
事務局	転売目的などで取得された場合はどのように対応するかという意味だと思うのですが、まずは農地に関しては、年に一度の利用状況調査で目を光らせていただければと思います。今回、別段面積での3条の取得は初めてで、誓約書にも詳しい内容までは書かれていません。仲介された方が近所の方なので、ある程度情報は農業委員会に入ってきますし、ご指導いただけるとは思うのですが、担当地区の農業委員さん、推進委員さんにおかれましては3年間の誓約がある農地でございますので、目を光らせていただいて、必要であれば声をかける、また、病気やけがなどのやむを得ない事情で管理が出来ない場合はカバーしていただいて、この申請の場合はご家族も通って来られるということでございますが、この誓約が守れるような形で働きかけていただければと思っております。以上です。

職務代理	<p>他にございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>ご質問、ご意見ないようですので、採決をいたします。 本件を許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員であります。よって本件は許可することに決定をいたします。それでは、議事の進行を廣岡会長に戻します。</p>
会長	続いてNo.2について事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、No.2申請人、譲受人、椋野（氏名）、譲渡人、椋野（氏名）申請地、大字椋野、字大西、地番●●●●、地目田、現況田、面積676m ² 、同じく地番●●●●、地目田、現況田、面積606m ² 、合計1,282m ² 、権利の種類は所有権の移転、契約の内容は売買です。経営面積は現在2,709m ² 、取得後3,991m ² となります。担当委員は中原委員と秋山委員です。それでは、農地法第3条各号の事項について説明します。議案説明資料は、5~8ページをご覧ください。本事案については、柑橘を営農拡大したいと計画していた譲受人の要望に、高齢で耕作できなくなった譲渡人が答えようとするものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に、第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に、第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に、第4号の農作業常時従事要件ですが、世帯員の従事日数で見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の下限面積要件ですが、本町の下限面積30aを超えて耕作をしており、問題はないと考えます。次に、第6号の転貸禁止要件についても該当しません。次に、第7号の地域調和要件ですが、JA山口県及び果樹共済に加入しており、耕起から収穫まで一連の作業を行う計画であるため、周辺農地の効率的かつ総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上の事から農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

- 議長 引き続きまして、地区担当の中原委員、その後の補足説明などがありましたらお願ひいたします。
- 7番 中原です。7ページの地図で緑色の場所なのですが、道を作らないと軽トラが入れないと思います。譲渡人の農地をもう一か所借りるか、隣の農地をもう一年借りるかして、譲渡人によるとできればまとめて手放したいというお話で、まとめて譲り受ければいいのに、と近所の方も話しておりました。口約束で借りている人はいるのですが、返しても良いといっておられます。以上です。
- 議長 只今の事務局及び担当委員の説明でご質問などはございませんか。角井委員。
- 11番 売買は、問題ないと思うのですが、隣の農地はヤミ耕作なので、やめるお話とかは、特に許可に關係ないような気がします。所有者は同意されているんですか。
- 議長 譲渡人と譲受人はきちんとお話をされているんですか。
- 事務局 今回は●●●●と●●●●の申請で、行政書士さんを通して申請が出ましたので、この2筆に関してはきちんと双方の同意がされています。途中でお話にててきた別の農地に関しては、また、進展があったら事務局の方にお知らせいただければ事務局も入ってお話をすすめていきたいと思いますので、今回は●●●●と●●●●に関してご審議いただければと思います。
- 議長 他にございませんか。田中委員。
- 10番 田中です。先程、行政書士のお話になったのですが、私は本来、このような申請は行政書士が入るべきだと思うのですが、No.1のように農家の方が仲介して、というのは時々あって、説明が不十分だったりして、不安になって相談してくる方なんかがおられるわけです。事務局としては、受付に関してはどういうスタンスなんですか。
- 事務局 もちろん、ご本人が申請の書類を出すことが出来ない場合は、基本的には行政書士さんの力を借りするのですが、今回の場合は現地の確認などで譲受人のお父さんやご本人ともお話をして、申請者自身と電話などでも確認をし

	ながら、話をすすめてまいりましたので、きちんとした線引きというのは確かに難しいですが、本人の意思を確認しながら手続きをすすめていくということで、対応しました。
議長	角井委員。
11 番	書類を作られたのはご本人ですか。
事務局	書かれたのは第三者の方で、仲介された方です。
11 番	確認してもらえますか。
事務局	確認します。
10 番	第三者が頼まれて書類を出すこと自体は問題ないのですが、金銭を受け取る場合は法に触れる場合があるので、そこは確認するほうがいいと思います。
局長	今回の申請に関しては、勝手に申請をした、という事はないです。先程の事務局の説明にもあったのですが、代わりに申請書を書いてもらったとしても、大切なのは事務局がご本人に、このような申請を出されているが間違いないかと確認をすること、当たり前なのですが、それをしています。ただ、先程のお話のように、そこに費用が発生すると問題があります。今回の申請に関しては、事務局の方で本人に確認をして、実際に会ってお話ししておりますので、この申請に関しては問題ないという判断をしていただきたいと思います。費用が発生していないかということだけ、次回までに確認をします。
議長	他にございませんか。
(質問、意見なし)	
ご質問、ご意見ないようですので、採決をいたします。	
本件を許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。	
(挙手多数)	
挙手全員であります。よって本件は許可することに決定をいたします。	

- 議長 続いて日程2、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 農地法第4条の規定による許可申請について 申請人、(氏名) 申請地、大字油宇、字おも田、地番●●●●、地目畠、現況畠、面積189m²、同じく地番●●●●、地目畠、現況畠、面積481m²、計670m²、事業計画(用途等)といたしまして自己用住宅及び物置、並びに庭と家庭菜園場、その他参考といたしまして第2種農地、昭和42年から47年頃から無断転用で宅地と物置となっております。担当委員は沖村委員と中田委員です。資料は9~14ページをご覧ください。続いて許可基準についてご説明します。まず、立地基準についてご説明します。農地の区分は役場油田出張所から南南西に約1.3kmの位置にある、過去に公共投資の対象となっていない小集団の第2種農地に該当します。次に一般基準についてご説明します。まず、転用の目的との適合性についてですが、申請者は現在広島に居住しているが、生まれ育った実家に時々帰省し農作業を行う個人で、この度住居と物置の敷地の登記が農地であることに気付いたため、転用を行い、農家用住宅及び物置並びに庭と家庭菜園場として利用しようとするものであります。既に住宅と物置は、50~55年前に申請人の亡き父により建築されており、代替地検討表からも他に適当な土地がないことから、候補地の選定は適当であると考えます。次に、事業実施主体の資力及び信用についてですが、先程の説明のとおり、50~55年前頃に農地転用の許可を得ず住居、物置2棟、庭の施工工事を着工・完了しており資力及び信用はあったという状態です。次に、転用の妨げとなる権利を有する者の同意についてですが、申請地は利用権などの権利設定はなく、該当がありません。次に、遅滞なく転用目的に供することの確実性についてですが、先程の説明のとおり施工工事を完了しているため確実です。次に、行政手の許可、認可等の処分の見込み、協議の状況等についてですが、該当はありません。次に、一体利用地の確保の見込みについてですが、事業の実施にあたり、申請地以外に非農地を利用する計画はないため該当がありません。次に、計画面積の妥当性についてですが、農地法関係事務処理要領より住宅の場合における適正な敷地面積として、農家用住宅は一体利用地を含め概ね1,000m²以下であることとなっており、事業計画書及び計画平面図から判断し、必要かつ妥当な転用面積であると考えます。次に、周辺農地等の営農条件への支障についてですが、被害防除計画書から判断し、土砂の流出、日照・通風条件、排水により周辺農地や農業用施設の利用に支障は生じないものと考えます。以上の事から農地転用の許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

- 議長 引き続きまして、地区担当の沖村委員、並びに中田委員からその後の補足説明などがありましたらお願ひいたします。
- 5番 申請地は私の家の近所なので、状況を知っています。物心ついた時からこの家は建っていました。当時は○○さんという方が住んでいましたが、申請人はその娘さんです。結婚して広島から時々帰省されているようです。ご両親がおられなくなつてからも月に何回か帰つて来られて草刈り等をしておられます。最近、この場所の転用をしていなかつたことがわかつて、親戚ともお話をし、今回の申請をされました。以上です。
- 議長 中田委員。
- 推委21番 特にありません。
- 議長 只今の事務局及び担当委員の説明でご質問等はございませんか。
- (質問等なし)
- ご質問等もないようですので、採決をいたします。本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
- (挙手多数)
- 挙手多数でございます。よって本件は許可することに決定をいたします。続いて日程3ですが、私の担当案件ですので、議事の進行を川地職務代理と交替します。
- (席はそのままで進行)
- 職務代理 続いて日程3、協議会について事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 協議会1、住宅に付属する農地の指定についてNo.1申請人、東安下庄（氏名）申請地、東安下庄字森常、地番●●●●、地目畠、現況畠、面積1141m²、遊休化の状態、全部、付属する空き家の所有者、東安下庄（氏名）所在地、字 、地番●●●●、担当委員は廣岡委員と國司委員です。続いて指定に係

る適用条件についてご説明いたします。資料は 66~68 ページをご覧ください。まず、第 1 号ですが、申請地は筆全体が遊休状態であり、所有者は体調を崩しており、今後も維持管理や作物等の栽培が行われる見込みがないと判断される農地です。次に第 2 号ですが、住宅は申請地の南側にあり、同じ東安下庄内にあることを確認しております。次に第 3 号ですが、住宅及びその敷地と申請地の所有者は不動産登記事項証明書から確認し、同一であることを確認しております。次に第 4 号ですが、農地指定後は、譲受人が農地法 3 条申請を行い、その際に 3 年以上耕作する旨の誓約書を提出する意向を確認しております。次に第 5 号ですが、申請地は役場橋総合支所から北に 418m の位置にあり、農地法施行規則第 43 条第 2 号に規定する第 2 種農地に該当いたします。また、現在までに公共投資の対象となっておらず、日本型直接支払交付金の対象でもありませんし、利用権や地上権などの権利の設定がないことも農地台帳や登記事項証明書から確認しております。以上のことから取扱基準第 4 条に掲げる適用条件はすべて満たしていると考えます。説明は以上です。

職務代理

引き続きまして地区担当の廣岡委員、國司委員からその後の補足説明などがありましたらお願ひいたします。

14 番

廣岡です。申請人に電話をしました。ご本人は病気のため奥さんにお話を伺ったのですが、この方は最初の議案のNo.1 の弟さんに農地を譲るのですが、仲介されている方にお任せしているという事で、ここもその方と現地の確認に行ってまいりました。譲受人が農地の管理がしたいということで、まずは現在の所有者の方が住宅に付属する農地の指定をしたいということで、届けを出されております。現在は少し荒れ気味の状態です。雑草が生えていて、これから農地として使えるようにきれいにしていかないといけない状態です。この後、3 条の申請が出てきます。以上です。

職務代理

國司さん。

推委 13 番

特にありません。

職務代理

只今の事務局及び担当委員の説明でご質問等はございませんか。

(質問等なし)

職務代理	ご質問等もないようですので、採決をいたします。本件を住宅に付属する農地として指定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
	(挙手全員)
	挙手全員でございます。よって本件は指定することに決定いたします。 それでは議事の進行を廣岡会長に返します。
	(交代)
議長	続いて日程4、報告事項1について事務局よりお願いします。
事務局	報告事項1 これが、普通の転用と何が違うかというと、これは認定電気通信事業、というのですが、認定電気通信事業に係る携帯基地局設置の事業については、農地法第5条第1項ただし書きにて、同項1～7号のいずれかに該当する場合はその限りではないとの記載があり、この中の第7号のその他農林水産省令で定める場合については、農地法施行規則第53条第1項にて、同項1～17号に詳細が記載されているものについて、届出にて対応しております。今回は14号の「認定電気通信事業者が中継施設を設置に供する場合」に該当します。農業振興地域の整備に関する法律第15条の2第1項ただし書きにて、同項1～12号のいずれかに該当する場合はその限りではないとの記載があり、この中の第11号の公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為の内農業振興地域整備計画の達成に著しい支障を及ぼすおそれが少ないと認められるもので農林水産省令で定めるものの場合について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第37条第1項にて同項1～31号に詳細が記載されているものについては同様の対応となります。農地転用の届出について 申請人、福岡市（事業者名）、申請地、東屋代字曾里ヶ原、地番●●●●、地目田、現況田、面積1,295のうち7.5m ² 、権利の種類は賃借権の設定、契約の内容は賃貸借です。事業計画につきましては携帯電話無線基地局の設置でございます。備考といたしまして農振農用地区域内、認定電気通信事業です。農業委員会届出日は令和2年7月1日です。お手元に届出書を追加でお配りしております。資料は18～21ページをご覧ください。
議長	只今の事務局の報告に、ご質問等はございませんか。
	(質問等なし)

ご質問等がないようでしたら、皆様方のご了承をお願いいたします。続いて日程5、報告事項2について事務局より報告をお願いします。

- 事務局 報告事項 土地改良の届出について 申請人、小松（氏名）申請地、東屋代字曾里ヶ原、地番●●●●、地目田、現況田、面積1,295のうち7.5m²、施工計画、100cm盛土する、法面は芝などで保護、改良目的といたしましては、畑にして野菜やせとみを作るとなっています。資料は22~25ページをご覧ください。なお、盛土は町内業者で見積もりをとっており、周東町から調達することです。搬入路は申請地の北側●●●●及び●●●●の間から申請地方向に坂道で降りられる形状になっており、そこから搬入します。周辺への安全防塵対策は、散水しながら施工しますとのことでした。
- 議長 只今の事務局の報告に、ご質問等はございませんか。角井委員。
- 11番 2,075 m²ではないですか。
- 事務局 すみません。2,075 m²です。訂正をお願いします。
- 議長 他にございませんか。川地委員。
- 1番 この場所は水路を作つて海水が逆流しないようになっているので、水路に関してはよくお話をさせていただきたいです。
- 事務局 今回の申請は、農地の低い方の場所で、残りはそのまま水田として使う予定です。
- 1番 わかりました。
- 10番 工期が少し長いようですが。理由があるんですか。
- 事務局 ここはもともと田なので、碎石を入れて水の状況も見ながら工事をする必要がありますので、期間に少し余裕を持って工期を決めています。
- 議長 他にございませんか。

(質問等なし)

議長 ご質問等がないようでしたら、皆様方のご了承をお願いいたします。続いて諸連絡について事務局よりお願ひします。

事務局 (諸連絡)

- ・次回開催令和2年9月15日(火)午後1時30分から
久賀公民館2階大会議室
議案は9月3日までに発送予定

以上をもちまして第57回周防大島町農業委員会総会を閉会いたします。
長時間お疲れ様でした。

上記は、令和 2 年 8 月 15 日開催の第 57 回周防大島町農業委員会総会の議事録である。

令和 2 年 9 月 15 日

周防大島町農業委員会会長 廣岡 雅義 

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

周防大島町農業委員 川地 守 

周防大島町農業委員 宮城 寛子 